



## 各州・準州の到着時要件

### 概要

オーストラリアの各州・準州は入境に関する独自の取り決めや義務・要件を設けており、入境者はそれらを順守しなければなりません。**義務・要件は州・準州ごとに異なり、事前通告期間があまり設けられないかたちで変更される可能性があります。**

訪問を予定している州・準州に自分が入境することができるかどうか、確認するようにしましょう。一部の州・準州では、海外からの渡航者に追加の免除措置や規制適用除外措置を受けることを義務付けています。

入境希望者が入境を認められない場合や、隔離措置を取らなければならない場合もあります。自らに適用される移動・渡航に関する規制や要件に従い、それらを順守する責任は、渡航者にあります。規制等に従わず、それらを順守しなかった場合、収監や多額の罰金などを含む、深刻な罰則を科される可能性があります。

入境希望者は、州・準州の義務・要件の中でも以下の事項に関連するものに、とりわけ注意するようにしてください：

- Border Entry Registration Forms [入境登録書]
- 隔離措置
- 到着後の検査要件
- オーストラリア国内のワクチン接種要件

各州・準州用に、入境登録書や登録書を複数記入しなければならないこともあります。

## 子供に関する措置

12歳未満の子供は、成人年齢に達しているワクチン接種完了済みの家族と共に渡航する場合、ワクチン接種済みの渡航者と同じ措置のもとで渡航することが認められています。なお、12歳未満の子供は、渡航・入境目的上はワクチン接種完了済みであると考慮・計上されます。

また、一部の州・準州では、ワクチン未接種もしくは少なくとも1回のワクチン接種を受けたもののまだ接種を完了していない状態の12歳から17歳の子供が、ワクチン接種完了済みの成人と渡航・入境することを認めています。

**子供と一緒に渡航する成人年齢の家族の中にワクチン未接種の方がいる場合は、その家族グループの全員が入国者数上限の対象となる可能性があります。**また、各州・準州の到着時要件も満たしていなければなりません。加えて、入境時に隔離措置を取らなければならない場合があります。乗り継ぎや訪問を予定しているすべての州・準州において、自らが隔離措置の対象となるのか、そしてその他の義務・要件についてを確認するようにしてください。

入国者数上限についての詳細は、Department of Infrastructure, Transport, Regional Development and Communications [連邦インフラ・運輸・地方開発・通信省] ウェブサイトの [COVID-19 and passengers](#) [新型コロナウイルスと旅客について] の項で確認してください。

## 入境登録書

一部の州・準州では、海外からの渡航者に対して、当該の州・準州に到着する前に追加の用紙や文書を記入することが義務付けられています。ここで提供される情報は、各州・準州が当該渡航者の到着に向けて備え、計画を立てるために役立てられます。また、州・準州が当該渡航者の入境を許可するためにこの情報が必要となる場合もあります。

州・準州への入境登録書は Digital Passenger Declaration (DPD: デジタル渡航者申告) とは**別の追加文書**ですので、注意しましょう。なお、オーストラリアへの入国後に訪問する別の州・準州(国内移動)のために、さらに別の入境書または登録書を追加で記入しなければならない場合があります。

## 隔離措置

隔離義務は、各州・準州の責任で策定・管理されています。オーストラリアへの渡航者は、入国する際の到着地である州・準州およびそこから移動して向かうすべての州・準州（国内移動）の義務・要件を順守しなければなりません。

フライトを予約する前に、当該の[各州・準州における隔離要件](#)を必ず確認するようにしてください。

海外からオーストラリアに入国するワクチン接種完了済みの渡航者は、隔離について変更または緩和措置を受けられる場合があります。なお、隔離に関する義務・要件は事前通告期間があまり設けられないかたちで変更される可能性があります。

子供と一緒に渡航する成人年齢の家族の中にワクチン未接種の方がいる場合は、その家族グループの全員が、オーストラリアに入国する際の到着地である州・準州の隔離措置および入国者数上限の対象となります。

一部の州・準州では、海外からオーストラリアに帰国する 12 歳から 17 歳の子供でワクチン未接種の方、または少なくとも 1 回の接種を受けているもののまだ接種を完了していない方は、到着後 7 日間は登校することができませんので、注意してください。また、これに該当する子供は、到着後 14 日間は保育施設や入居型の高齢者介護施設、障害者介護施設、病院などの場所を訪問することもできません。ただし、緊急を要する医療ケアのための訪問は、例外として認められます。[State and Territory Quarantine Requirements \[各州・準州の隔離要件\]](#) の項を確認してください。

## 到着後の新型コロナウイルス検査要件

オーストラリアのほとんどの州・準州では、到着直後に COVID-19 [新型コロナウイルス] の検査を受けることが義務付けられています。

入国時の到着予定地である州・準州および乗り継ぎや訪問を予定しているすべての州・準州における検査要件について、確認するようにしてください。

なお、到着後の検査要件は、搭乗するフライトがオーストラリアに出発する前に新型コロナウイルス検査の陰性結果を提示する義務とは**別の追加要件**である点に、注意しましょう。

## オーストラリア国内のワクチン接種要件

オーストラリアの一部の州・準州では、特定の施設・会場やサービスを利用する方（例：レストランや必要不可欠ではない小売販売店、映画館や遊園地・遊戯施設に入店・入場する方、結婚式・葬儀の参列者など）に対して[新型コロナウイルス・ワクチン接種について \[up-to-date \[最新の推奨に沿った接種を受けている状態 \(以下、最新接種状態\) \]\]](#) であるよう義務付けている場合があります。

オーストラリアに入国するための「Fully Vaccinated [ワクチン接種完了済み]」の要件を満たしている方でも、国内の規制状況における「最新接種状態」ではない場合があります。

オーストラリアに到着する海外からの渡航者は、自身が最新の推奨に沿ったワクチン接種を受けているようにすべく、オーストラリアの追加接種プログラムを利用するよう推奨されています。オーストラリア国内にいる方は、オーストラリアが発給したビザの保有者を含め、どなたでも新型コロナウイルス・ワクチンの接種を無料で受けることができます。

## オーストラリア国内での乗り継ぎ移動

オーストラリア国内で他の州・準州に移動する方は、乗り継ぎ経由地となる各州・準州における隔離義務に従わなければなりません。なお、乗り継ぎ先の便を待つ間、隔離措置のためにホテルでの滞在が必要となる可能性があり、その滞在費を自己負担で支払わなければならない場合があります。

## その他の情報

隔離や到着後の新型コロナウイルス検査、およびオーストラリア国内のワクチン接種基準を含む、各州・準州における義務・要件に関するその他の情報は、当該の [State and Territory Quarantine Requirements \[州・準州における隔離義務\]](#) の項で確認してください。